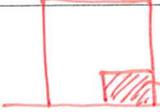


「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03032	確認申請、用語の定義	大規模の模様替	都市計画区域内における「木造、高さ8m、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡のものにおける、屋根の過半の模様替」は、確認済証の交付を受ける必要がある。 <i>※即答で済むに法6条の構成(一〜三号)建築、大規模修繕(四号)建築</i>	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号〜三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「飲食店」は、「別表1(い)欄用途」に該当する特建であり、延べ面積200㎡を超えるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の模様替(法2条第十五号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じる。 <i>既存と壁の取り壊し、修繕</i>	○
16021	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における、延べ面積300㎡、木造、地上2階建ての助産所の屋根の過半を修繕する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号〜三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「助産所」は、「別表1(い)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その一号の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、児童福祉施設等については、「令19条1項」に規定されている。「助産所」はその中に含まれているため特建であり、延べ面積300㎡であるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じるため、誤り。 <i>特建200㎡超え。※木造に311105れで2号311105? → 2号311105 → 4号? → 3号先:</i>	×
28031	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における、木造、延べ面積500㎡、高さ8m、地上2階建ての共同住宅における、屋根の過半の修繕は、確認申請が必要である。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号〜三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「共同住宅」は、「別表1(い)欄用途」に該当する特建であり、延べ面積200㎡を超えるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じる。 <i>→ 2号500㎡ (修繕) ※号</i>	○
02034	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における「木造、延べ面積150㎡、高さ8m、平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号〜三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号〜三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、確認済証の交付を受ける必要はない。 <i>→ 2号: 150㎡ → 3号: 平家、高8m、150㎡ → 4号 (修繕) = 不要</i>	×
27033	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における「木造、延べ面積300㎡、高さ8m、平家建ての神社の屋根の大規模の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号〜三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号〜三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、申請義務は生じない。 <i>→ 2号 → 3号 → 4号</i>	○
25033	確認申請、用語の定義	大規模の模様替	「木造、延べ面積150㎡、高さ9m、地上2階建ての一戸建ての住宅における外壁の過半の模様替」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号〜三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号〜三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である外壁の過半の模様替(大規模の模様替)であっても、申請義務は生じない。	○
02043	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条1項」のカッコ書きに「計画の変更」について載っており、「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)を行う場合、あらかじめ、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。「軽微な変更」については、「規則3条の2」に載っており、その「三号」より「建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更は、軽微な変更」に該当する。とわかる。よって、問題文の場合、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。(この問題は、コード「17052」の類似問題です。) <i>高さ減少 → 周囲と高さ差は10〜20%程度</i>	○
03041	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)をして、当該建築物を建築しようとするときは、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらかじめ確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「計画の変更」について載っており、「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)をして、法6条第一から三号条件に該当する建築物を建築する場合においては、あらかじめ、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。また、「規則3条の2」に「計画の変更が除外される軽微な変更」について載っており、その「二号」より「敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更は、計画の変更から除外される(あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。）」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「19044」の類似問題です。) <i>1</i>	○

済証の後で土地取得

 容積率(1)、建坪(2) = 号法(4)

「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02011	確認申請	建築基準関係規定	港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第10条の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	「令9条」に「建築基準関係規定」について載っており、その「三号」、及び、「十六号」より、「港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第10条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。」とわかる。(この問題は、コード「24014」の類似問題です。) <i>キーワード: 検査(か、2172) 「0」の定置、破記が30分時間かかす。</i>	○
04031	確認申請	増改築10㎡緩和	防火地域内において、鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建ての事務所における床面積10㎡の増築は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、その「2項」より、「防火地域及び準防火地域以外において、建物を増改築・移転する場合で、その床面積が10㎡以内であるときには申請義務は生じない。」(通称: 増改築・移転10㎡緩和) とわかる。問題文の場合、「防火地域内」とあるため、「増改築・移転10㎡緩和」は適用されず、申請義務が生じる。(この問題は、コード「18031」「24021」の類似問題です。)	○
03031	確認申請	増改築10㎡緩和	準防火地域内において、「鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積8㎡の増築」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、その「2項」より、「防火地域及び準防火地域以外において、建物を増改築・移転する場合で、その床面積が10㎡以内であるときには申請義務は生じない。」(通称: 増改築・移転10㎡緩和) とわかる。問題文の場合、「準防火地域内」とあるため、「増改築・移転10㎡緩和」は適用されず、申請義務が生じる。 <i>意外と違ふ。→ 引付け。 (10㎡以内は反して違わないが稀い)</i>	○
05033	確認申請	増改築10㎡緩和	都市計画区域内における「木造、延べ面積10㎡、高さ8m、平家建ての倉庫の新築」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、その「2項」より、「防火地域及び準防火地域以外において、建物を増改築・移転する場合で、その床面積が10㎡以内であるときには申請義務は生じない。」(通称: 増改築・移転10㎡緩和) とわかる。問題文は「新築」とあるため緩和は適用されず(規模に関わらず)、確認済証の交付を受ける必要がある。(この問題は、コード「22033」「25031」の類似問題です。) <i>10㎡に引、1005mから。 2項は、増築、改築、移転。</i>	×
16024	用語の定義	建築物	鉄道事業者は、鉄道の路線敷地内において、延べ面積50㎡、鉄筋コンクリート造、地上2階建の運転保安に関する施設を新設する場合、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける必要はない。	「法2条第一号」より、問題文にある「鉄道の路線敷地内の運転保安に関する施設」は「建築基準法上の建築物に該当しない。」とわかる。ゆえに、申請義務は生じない。	○
29033	用語の定義	建築物	防火地域内における、鉄骨造、延べ面積400㎡、平家建ての、鉄道のプラットフォームの上家の新築は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法2条第一号」より、問題文にある「鉄道のプラットフォームの上家」は「建築基準法上の建築物に該当しない。」とわかる。ゆえに、申請義務は生じない。	×
05032	法もくじ	適用の除外	都市計画区域内における「文化財保護法の規定によって重要文化財として仮指定された、れんが造、延べ面積500㎡、地上2階建ての美術館の移転」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	「法3条第一号」より、「文化財保護法の規定によって重要文化財として指定され、又は仮指定された建築物で、基準法の規定に適合しないものについて、基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しない。」とわかる。よって、問題文の「重要文化財として仮指定された美術館の移転」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	○
23041	確認申請	申請手続	建築主事は、建築確認の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときは、確認済証を交付し、建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を交付しなければならない。	「法6条4項」より、「建築主事は、確認の申請書を受理した場合においては、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。」とわかる。また同条「7項」より、「建築主事は、確認済証を交付することができない合理的な理由(建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない等の正当な理由)があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を申請者に交付しなければならない。」とわかる。 <i>5条と6条の2。→ 手続上の流れは一回り遅く。[建築]</i>	○
03213	確認申請	確認の特例	一級建築士の設計に係る木造、延べ面積120㎡、高さ9m、地上2階建ての一戸建て住宅においては、建築物の建築に関する確認の特例により、建築基準法令の規定の一部が審査から除外される場合であっても、当該規定は遵守されなければならない。	「法6条の4」に「申請義務が生じる建物の特例措置」について載っており、その「三号」より「法6条1項四号(通称: 四号物件)の建築について建築士が設計を行った場合、申請の一部が免除される。」とわかる。ここで注意すべきことは、あくまで規定の一部が審査から除外されるだけであり、審査の有無に係らず法令(当該規定)は遵守されなければならない。(この問題は、コード「21301」の類似問題です。) <i>→ 全10条。</i>	○

「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03013	確認申請	中間検査	鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程は、「特定工程」に該当する	「法7条の3第一号」「令11条」より、「階数が3以上である共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」は、特定工程とわかる。(この問題は、コード「28012」の類似問題です。)	○
05041	確認申請	中間検査	建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積1,000㎡、地上5階建ての共同住宅の新築の工事において、3階の床及びこれを支持する「はりに」鉄筋を配置する工事の工程(特定行政庁が指定する工程ではない。)を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。	「法7条の3」より、「建築主は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の政令で定める工程を終えたときは、建築主事の検査を申請する。」とわかる。また「政令で定める工程」については、「令11条」に載っており、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とわかる。問題文は「3階の床」とあり、この工程には該当しないため誤り。 →法7条の4でははりに鉄筋を配置する工事の工程(主事)と異なる。法7条の3(主事の中間検査)と異なる。	×
26044	確認申請	中間検査	建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上4階建ての寄宿舎の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(特定行政庁が指定する工程はない)を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。	「法7条の3」より、「建築主は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の政令で定める工程を終えたときは、建築主事の検査を申請する。」とわかる。また「政令で定める工程」については、「令11条」に載っており、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とわかる。問題文には「寄宿舎」とあり、これに該当しないため申請の必要はない。 つくり番号ではない。(一号は共同住宅の規定)。失点(実務経験者(これは二号)単に寄宿舎を建設する。類似用語と判断(勝ち)経験)	×
23044	確認申請	中間検査	特定工程を含む建築工事の場合、建築主は、当該特定工程に係る工事を終えたときは、建築主事又は指定確認検査機関による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該特定工程後の工程に係る工事を施工してはならない。	「法7条の3」に「中間検査」について載っており、その「6項」より、「特定行政庁が指定した特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」とわかる。 ちなみに、7項は、中間検査したときは、(次の中間検査まで)完了検査で行う。はじめては、(一号)は共同住宅の規定。	○
20051	確認申請	仮使用	鉄骨造、地上5階建ての共同住宅の増築の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。」とわかる。(この問題は、コード「16022」「19042」の類似問題です。) 新築の3号増築、大規模修繕・模様替で「避難施設等に関する工事」を含む。	○
01041	確認申請	仮使用	鉄骨造、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。」とわかるが、「同条ただし書き」より、「(第一号)特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるとき、(第二号)建築主事又は指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして大臣が定める基準に適合していることを認めるときに該当する場合、建築主は、検査済証の交付を受ける前に、建築物の部分を使用することができる。」とわかる。 認定。	○
02044	確認申請	仮使用	建築主は、鉄骨造、延べ面積200㎡、平家建ての飲食店を新築する場合においては、検査済証の交付を受けた後でなければ、建築物を使用してはならない。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない。」とわかる。問題文の建物は、「一号から三号」には該当しないため、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。 ※完了検査は必要。	×
04044	確認申請	仮使用	建築主は、鉄骨造、延べ面積500㎡、地上3階建ての事務所を新築する場合において、完了検査の申請が建築主事により受理された日から7日を経過したときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用することができる。	「法7条の6第1項ただし書き及び同項第三号」より、「建築主は、完了検査の申請が建築主事により受理された日から7日を経過したときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用することができる。」とわかる。(この問題は、コード「23042」の類似問題です。) = (通常)工事ではないが、完了検査は必要。	○

「申請手続」のピックアップ問題

ハウエネに空いた出題がある。

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03042	確認申請	安全上の措置	延べ面積2,000㎡、地上4階建ての病院の避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」に「安全上の措置等に関する計画の届出」について載っており、「所定の特殊建築物で、政令で定めるものの新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。その「政令で定めるもの」については「令147条の2」の「二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもの」とわかる。問題文の場合、「4階建」とあるため、「建築確認及び仮使用の認定」は必要となるが、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。よって誤り。 <i>仮使用と日別の規定。 → 届出</i>	×
04203	確認申請	安全上の措置	既存の地上5階建ての病院(5階における当該用途に供する部分の床面積の合計が1,600㎡のもの)に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事の施工中に、当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」、「令147条の2第二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもので、新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。ただし「法7条の6」、「令13条の2」より、「非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事は、避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事に該当する。」とわかる。よって、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。(この問題は、「30041」の類似問題です。)	×
29303	確認申請	定期報告	患者の収容施設がある地上3階、床面積300㎡の診療所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一定の資格を有する者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「①「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(令14条の2)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「令16条1項第三号」に該当するため、定期報告義務が生じる。 <i>① 全国一律 ② 地域ルール(①を補完する)</i>	○
01042	確認申請	定期報告	延べ面積1,000㎡、地上3階建ての事務所の用途に供する建築物(国等の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「①「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数3以上で延べ面積200㎡を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の「延べ面積1,000㎡、地上3階建ての事務所」は、「法6条1項第一号」の特殊建築物に該当しないが、「令16条2項(令14条の2)」の建築物に該当する。よって行政庁が指定するものの場合、定期に、行政庁に報告しなければならない。(この問題は、コード「19043」の類似問題です。) <i>3F 200㎡. 令和5年に改正.</i>	○
28043	確認申請	定期報告	延べ面積1,000㎡、地上2階建ての事務所の敷地、構造及び昇降機以外の建築設備については、当該所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況を調査又は検査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。	「法12条」より、「①「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数3以上で延べ面積200㎡を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は、「法6条1項第一号」の特殊建築物に該当せず、また「令16条2項」の建築物にも該当しない。よって、定期に、行政庁に報告する必要はない。 <i>2F</i>	○
02042	確認申請	定期報告	延べ面積150㎡、地上3階建ての事務所に設けるエレベーター(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、当該エレベーターについて、定期に、一級建築士等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」に「定期報告」について載っており、その「3項」より、「昇降機及び建築設備で、政令で定めるもの及び行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士等の検査を受け、その結果を行政庁に報告しなければならない(=定期報告義務が生じる)。」とわかる。政令で定める昇降機は、「令16条3項第一号」に載っており、「令129条の3第1項各号に掲げる昇降機(=エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)」とわかる(エレベーターは、建築物の用途・規模に関わらず、定期報告の対象となる)。よって正しい。	○
22212	確認申請	報告	建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについて、建築物に関する確認及び検査の特例を受ける場合は、建築主事は、設計者に対して、建築物の敷地、構造等に関する報告を求めることができない。	「法12条」に「報告、検査等」について載っており、その「5項」及び「同項一号」より、「特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、設計者に対して、建築物の敷地、構造等に関する報告を求めることができる。」とわかる。尚、法6条第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについて、建築物に関する「確認及び検査の特例(法6条の4、法7条の5)」との関連性はない。問題文は誤り。	×
27042	除却届	除却届	木造、一戸建て住宅の一部である床面積10㎡の部分を除却しようとする場合、当該除却の工事を施工する者は、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。	「法15条」に「除却届」について載っており、「建築物の除却の工事を施工する者(=工事施工者)が建築物の床面積10㎡を超える部分を除却しようとする場合には、工事施工者は建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」とわかる。問題文には「10㎡」とあるため、届け出る必要はない。 <i>受理できずが判断</i>	○

仮使用は、完了の前。
安全の届出は、完了とは別の規定

Q2A
就診時に造りに伴うから

法12条、令16条
構成要素
↓
就診中、読解NG

国の統計が目的